

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第 34 条の 2 で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10m³ 以下のもの）について、都道府県、すべての市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、国土交通省及び環境省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和 62 年 1 月 29 日付衛水第 12 号、令和元年年 10 月 17 日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、令和 4 年度の衛生管理状況の調査を実施した。

令和 4 年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表 1－1、1－2 に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表 1－3－1 及び表 1－3－2、行政による立入検査数は表 1－4、都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表 1－5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図 1－1 のとおりである。

表 1－1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
検査対象施設数	207,368	207,020	206,461	207,498	206,856
検査実施施設数	162,574	162,249	161,878	161,348	161,356
受検率	78.4%	78.4%	78.4%	77.8%	78.0%

表 1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
検査指摘施設数※1			37,524	37,320	37,130	36,797	36,102
	検査指摘率※2		23.1%	23.0%	22.9%	22.8%	22.4%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	11.8%	11.9%	12.2%	12.1%	11.9%
		受水槽本体の状態	14.6%	15.1%	14.1%	16.3%	14.5%
		受水槽上部の状態	6.8%	7.1%	6.8%	7.1%	7.0%
		受水槽内部の状態	12.4%	12.1%	11.7%	12.0%	11.8%
		マンホールの状態	21.1%	21.1%	21.1%	21.1%	20.8%
		オーバーフロー管の状態	8.1%	7.9%	7.9%	7.9%	8.0%
		通気管の状態	10.8%	10.6%	10.7%	10.5%	10.4%
		水抜き管の状態	9.5%	9.9%	9.2%	9.4%	9.6%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	8.1%	7.7%	7.9%	8.2%	7.4%
		高置水槽上部の状態	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
		高置水槽内部の状態	7.8%	6.7%	6.7%	7.0%	6.6%
		マンホールの状態	13.3%	12.4%	12.2%	12.5%	11.6%
		オーバーフロー管の状態	4.5%	4.2%	4.1%	4.4%	4.4%
		通気管の状態	12.3%	13.0%	12.8%	13.0%	12.4%
		水抜き管の状態	1.5%	1.6%	1.4%	1.4%	1.4%
		他	給水管等の状態	1.2%	1.2%	1.3%	1.0%
水 質 検 査	臭気		0.05%	0.03%	0.07%	0.00%	0.01%
	味		0.02%	0.01%	0.02%	0.01%	0.03%
	色		0.22%	0.01%	0.02%	0.01%	0.02%
	色度		0.08%	0.05%	0.23%	0.10%	0.06%
	濁度(濁りを含む)		0.69%	0.02%	0.13%	0.08%	0.05%
	残留塩素		0.5%	0.4%	0.7%	0.4%	0.6%
書類の整備保存の状況			29.2%	27.9%	28.0%	27.4%	26.6%

※1：検査指摘施設数は検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設である。

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ため
報告された内容

			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
報告施設数			1,545	1,134	1,121	1,271	1,268
	報告率		1.0%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	7.1%	6.4%	6.4%	6.2%	8.9%
		受水槽本体の状態	15.2%	18.0%	18.4%	15.9%	20.4%
		受水槽上部の状態	4.3%	7.0%	4.5%	4.7%	7.8%
		受水槽内部の状態	33.2%	34.6%	33.1%	29.4%	33.1%
		マンホールの状態	16.2%	16.4%	19.5%	15.5%	19.9%
		オーバーフロー管の状態	3.8%	4.3%	4.0%	3.9%	4.3%
		通気管の状態	6.8%	9.0%	6.6%	6.7%	7.3%
		水抜き管の状態	2.5%	4.1%	4.2%	3.2%	5.1%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	10.4%	9.8%	8.9%	6.7%	7.8%
		高置水槽上部の状態	1.3%	1.1%	0.6%	1.3%	1.7%
		高置水槽内部の状態	14.7%	17.7%	15.5%	14.8%	16.2%
		マンホールの状態	13.0%	11.1%	11.3%	10.4%	10.1%
		オーバーフロー管の状態	2.1%	4.5%	3.3%	2.4%	3.4%
		通気管の状態	7.8%	9.9%	7.9%	9.4%	9.1%
		水抜き管の状態	0.3%	0.5%	0.4%	0.2%	0.5%
	他	給水管等の状態	1.3%	1.3%	1.8%	1.6%	1.5%
水 質 検 査	臭気	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.0%	
	味	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.1%	
	色	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	
	色度	0.6%	0.7%	1.0%	0.2%	1.1%	
	濁度(濁りを含む)	0.2%	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	
	残留塩素	6.9%	8.7%	14.2%	7.6%	8.9%	
書類の整備保存の状況			15.7%	14.1%	16.1%	10.7%	21.3%

表 1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために
報告された内容

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
報告施設数		1,545	1,134	1,121	1,271	1,268
	報告率	1.0%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に 汚水若しくは排水が流入し、又はそ のおそれがある場合	9.4%	7.1%	10.9%	11.8%	12.4%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.6%	3.6%	3.6%	3.4%	4.4%
	給水栓における水質の検査におい て、異常が認められる場合	13.0%	9.0%	15.6%	9.0%	9.5%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又 はマンホール面が槽上面から衛生 上有効に立ち上がっていないため、 汚水等が水槽に流入するおそれ がある場合	3.9%	3.5%	3.5%	4.3%	3.1%
	マンホール、通気管等が著しく破損 し、又は汚水若しくは雨水が水槽に 流入するおそれがある場合	37.8%	44.5%	39.1%	44.2%	30.6%
	その他検査者が水の供給について 特に衛生上問題があると認める場合	31.3%	32.2%	27.4%	27.3%	25.9%

- 注) 1：上表の報告対象施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付け厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、検査機関の助言を受け設置者より行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。
- 2：報告率は、報告施設数が判明している都道府県等の検査実施施設数に対する報告の措置が行われた施設数の割合
- 3：内訳別の報告率は報告施設数に対する割合（複数回答あり）

表 1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	168	70	49	3
保健所設置市を除く市	216	160	58	8
保健所設置市	2,899	618	752	4
特別区	78	9	6	0
合計	3,361	857	865	15

表 1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査

(都道府県(町村のみ))

		検 査 対 象 施 設 数	検 査 実 施 施 設 数	受 検 率 (%)
北 海 道		671	318	47.4
青 森 県		188	182	96.8
岩 手 県		236	224	94.9
宮 城 県		535	385	72.0
秋 田 県		72	63	87.5
山 形 県		98	98	100.0
福 島 県		510	270	52.9
茨 城 県		392	245	62.5
栃 木 県		295	202	68.5
群 馬 県		402	278	69.2
埼 玉 県		642	513	79.9
千 葉 県		260	0	0.0
東 京 都		1,728	1,991	115.2
神 奈 川 県		779	592	76.0
新 潟 県		164	118	72.0
富 山 県		36	29	80.6
石 川 県		127	98	77.2
福 井 県		28	28	100.0
山 梨 県		175	89	50.9
長 野 県		498	341	68.5
岐 阜 県		210	185	88.1
静 岡 県		480	361	75.2
愛 知 県		511	365	71.4
三 重 県		123	57	46.3
滋 賀 県		96	66	68.8
京 都 府		234	199	85.0
大 阪 府		231	185	80.1
兵 庫 県		300	259	86.3
奈 良 県		317	208	65.6
和 歌 山 県		209	205	98.1
鳥 取 県		78	66	84.6
島 根 県		50	45	90.0
岡 山 県		103	100	97.1
広 島 県		229	216	94.3
山 口 県		31	29	93.5
徳 島 県		263	115	43.7
香 川 県		220	193	87.7
愛 媛 県		126	87	69.0
高 知 県		73	72	98.6
福 岡 県		525	446	85.0
佐 賀 県		156	135	86.5
長 崎 県		134	116	86.6
熊 本 県		163	112	68.7
大 分 県		42	38	90.5
宮 崎 県		123	90	73.2
鹿 児 島 県		119	117	98.3
沖 縄 県		706	536	75.9
合 計		13,688	10,667	77.9

注) 本表は、全市、特別区を除いた各都道府県の検査実績

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,038	2,695	88.7
函館市	453	346	76.4
小樽市	227	216	95.2
旭川市	441	287	65.1
青森市	447	392	87.7
八戸市	239	228	95.4
盛岡市	800	530	66.3
仙台市	3,774	3,304	87.5
秋田市	517	418	80.9
山形市	460	355	77.2
福島市	545	427	78.3
郡山市	730	582	79.7
いわき市	466	409	87.8
水戸市	533	430	80.7
宇都宮市	1,205	782	64.9
前橋市	593	381	64.2
高崎市	624	388	62.2
さいたま市	2,723	1,872	68.7
川越市	912	590	64.7
越谷市	461	274	59.4
川口市	1,462	1,112	76.1
千葉市	1,590	1,217	76.5
船橋市	1,041	785	75.4
柏市	600	541	90.2
八王子市	681	636	93.4
町田市	434	405	93.3
横浜市	6,057	5,677	93.7
川崎市	2,498	2,322	93.0
相模原市	1,119	741	66.2
横須賀市	466	404	86.7
藤沢市	835	676	81.0
茅ヶ崎市	264	209	79.2
新潟市	1,504	1,392	92.6
富山市	461	435	94.4
金沢市	567	536	94.5
福井市	224	220	98.2
甲府市	495	447	90.3
長野市	568	433	76.2
松本市	344	287	83.4
岐阜市	439	397	90.4
静岡市	1,781	1,350	75.8
浜松市	1,061	947	89.3
名古屋	5,171	4,467	86.4
豊橋市	570	450	78.9
岡崎市	614	494	80.5

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
一宮市	348	321	92.2
豊田市	622	263	42.3
四日市市	290	199	68.6
大津市	735	511	69.5
京都市	3,639	3,110	85.5
大阪市	7,481	5,866	78.4
堺市	1,235	1,081	87.5
豊中市	697	598	85.8
吹田市	738	619	83.9
高槻市	261	241	92.3
枚方市	777	596	76.7
八尾市	383	283	73.9
寝屋川市	366	314	85.8
東大阪市	878	734	83.6
神戸市	2,473	1,968	79.6
姫路市	1,201	1,136	94.6
尼崎市	953	522	54.8
明石市	700	513	73.3
西宮市	1,394	1,171	84.0
奈良市	678	564	83.2
和歌山市	684	627	91.7
鳥取市	377	357	94.7
松江市	416	343	82.5
岡山市	1,221	1,079	88.4
倉敷市	530	478	90.2
広島市	2,421	2,242	92.6
呉市	415	381	91.8
福山市	669	437	65.3
下関市	457	382	83.6
高松市	941	872	92.7
松山市	1,174	622	53.0
高知市	829	510	61.5
北九州市	2,263	1,793	79.2
福岡市	4,175	3,914	93.7
久留米市	319	240	75.2
長崎市	854	725	84.9
佐世保市	578	323	55.9
熊本市	1,270	1,000	78.7
大分市	864	823	95.3
宮崎市	681	439	64.5
鹿児島市	993	893	89.9
那覇市	1,351	981	72.6
合計	99,365	81,557	82.1

(保健所設置市を除く市)

都道府県市	名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道市	北斗市	0	0	-
北海道市	石狩市	122	99	81.1
北海道市	千歳市	56	0	0.0
北海道市	恵庭市	150	137	91.3
北海道市	北広島市	0	0	-
北海道市	夕張市	68	43	63.2
北海道市	美唄市	9	9	100.0
北海道市	見沼市	24	6	25.0
北海道市	三笠市	69	69	100.0
北海道市	歌志内市	8	8	100.0
北海道市	芦別市	5	3	60.0
北海道市	滝川市	10	10	100.0
北海道市	赤平市	47	45	95.7
北海道市	砂川市	11	6	54.5
北海道市	深川市	18	2	11.1
北海道市	室蘭市	14	14	100.0
北海道市	登別市	90	90	100.0
北海道市	伊達市	57	55	96.5
北海道市	苫小牧市	8	8	100.0
北海道市	名寄市	237	166	70.0
北海道市	士別市	27	0	0.0
北海道市	富良野市	16	16	100.0
北海道市	留萌市	32	6	18.8
北海道市	稚内市	34	34	100.0
北海道市	北見市	67	19	28.4
北海道市	網走市	64	64	100.0
北海道市	紋別市	40	40	100.0
北海道市	帯広市	24	23	95.8
北海道市	釧路市	105	104	99.0
北海道市	根室市	168	161	95.8
青森県市	弘前市	25	17	68.0
青森県市	黒石市	208	185	88.9
青森県市	五所川原市	12	12	100.0
青森県市	三和町	27	27	100.0
青森県市	三戸市	52	48	92.3
青森県市	むつ市	38	37	97.4
青森県市	むつ市	38	38	100.0
青森県市	がら市	11	11	100.0
青森県市	平川市	10	10	100.0
岩手県市	宮古市	55	40	72.7
岩手県市	釜淵市	47	47	100.0
岩手県市	陸前高田市	30	25	83.3
岩手県市	遠野市	28	28	100.0
岩手県市	二戸市	34	27	79.4
岩手県市	滝沢市	45	36	80.0
岩手県市	一関市	148	129	87.2
岩手県市	大船渡市	79	79	100.0
岩手県市	奥州市	134	124	92.5
岩手県市	久慈市	30	30	100.0
岩手県市	八幡平市	32	32	100.0
岩手県市	北上市	129	119	92.2
岩手県市	花巻市	116	110	94.8
宮城県市	塩竈市	256	168	65.6
宮城県市	気仙沼市	82	48	58.5
宮城県市	白石市	139	98	70.5
宮城県市	石巻市	31	21	67.7
宮城県市	角田市	168	103	61.3
宮城県市	多賀城市	39	25	64.1
宮城県市	岩沼市	152	95	62.5
宮城県市	登米市	85	51	60.0
宮城県市	栗原市	74	50	67.6
宮城県市	東松島市	96	69	71.9
宮城県市	大崎市	37	29	78.4
宮城県市	富谷市	198	95	48.0
宮城県市	能代市	55	47	85.5
秋田県市	横手市	61	61	100.0
秋田県市	大館市	80	71	88.8
秋田県市	男鹿市	83	83	100.0
秋田県市	湯沢市	48	27	56.3
秋田県市	湯沢市	40	39	97.5

都道府県市	名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
秋田県市	鹿角市	33	29	87.9
秋田県市	由利本荘市	70	69	98.6
秋田県市	湯上市	20	15	75.0
秋田県市	大仙市	57	53	93.0
秋田県市	北秋田市	26	25	96.2
秋田県市	にかほ市	26	17	65.4
秋田県市	仙北山市	30	24	80.0
山形県市	上山市	36	35	97.2
山形県市	天童市	91	62	68.1
山形県市	寒河江市	42	33	78.6
山形県市	村山市	12	11	91.7
山形県市	東根市	59	12	20.3
山形県市	新庄市	68	35	51.5
山形県市	米沢市	146	43	29.5
山形県市	南陽市	24	22	91.7
山形県市	長井市	24	24	100.0
山形県市	鶴岡市	116	82	70.7
山形県市	酒田市	135	135	100.0
福島県市	伊達市	46	37	80.4
福島県市	二本松市	74	46	62.2
福島県市	本宮市	46	32	69.6
福島県市	須賀川市	88	63	71.6
福島県市	田村市	20	14	70.0
福島県市	白河市	59	59	100.0
福島県市	会津若松市	284	197	69.4
福島県市	喜多方市	44	25	56.8
福島県市	相馬市	48	26	54.2
福島県市	南相馬市	122	55	45.1
茨城県市	日立市	145	117	80.7
茨城県市	土浦市	257	167	65.0
茨城県市	石岡市	62	60	96.8
茨城県市	結城市	48	36	75.0
茨城県市	龍ケ崎市	70	58	82.9
茨城県市	下妻市	50	33	66.0
茨城県市	常総市	73	44	60.3
茨城県市	古河市	149	109	73.2
茨城県市	常陸太田市	68	36	52.9
茨城県市	高萩市	40	36	90.0
茨城県市	北茨城市	57	57	100.0
茨城県市	笠間市	103	64	62.1
茨城県市	取手市	116	104	89.7
茨城県市	牛久市	67	56	83.6
茨城県市	つくば市	424	296	69.8
茨城県市	ひたちなか市	228	172	75.4
茨城県市	鹿嶋市	73	49	67.1
茨城県市	守谷市	62	55	88.7
茨城県市	常陸大宮市	47	42	89.4
茨城県市	那珂市	53	45	84.9
茨城県市	筑西市	81	58	71.6
茨城県市	坂東市	54	40	74.1
茨城県市	稲敷市	45	26	57.8
茨城県市	かすみがうら市	49	24	49.0
茨城県市	神栖市	146	84	57.5
茨城県市	行方市	28	26	92.9
茨城県市	つくばみらい市	61	39	63.9
茨城県市	鉾田市	25	22	88.0
茨城県市	小美玉市	39	30	76.9
茨城県市	潮来市	27	26	96.3
茨城県市	桜川市	36	28	77.8
栃木県市	足利市	184	139	75.5
栃木県市	栃木市	193	139	72.0
栃木県市	佐野市	152	107	70.4
栃木県市	鹿沼市	105	71	67.6
栃木県市	日光市	216	115	53.2
栃木県市	小山市	219	137	62.6
栃木県市	真岡市	83	62	74.7
栃木県市	大田原市	99	68	68.7
栃木県市	矢板市	53	30	56.6
栃木県市	那須塩原市	237	153	64.6
栃木県市	さくら市	58	28	48.3

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
栃木県	那須市	25	15	60.0
栃木県	下野市	84	55	65.5
群馬県	渋川市	104	94	90.4
群馬県	伊勢崎市	232	161	69.4
群馬県	安中市	84	63	75.0
群馬県	藤岡市	49	49	100.0
群馬県	富岡市	85	61	71.8
群馬県	沼田市	51	42	82.4
群馬県	太田市	245	225	91.8
群馬県	みどり市	47	47	100.0
群馬県	館林市	70	58	82.9
群馬県	桐生市	82	73	89.0
埼玉県	深谷市	225	127	56.4
埼玉県	飯能市	160	123	76.9
埼玉県	所沢市	571	445	77.9
埼玉県	戸田市	405	327	80.7
埼玉県	入間市	278	204	73.4
埼玉県	羽生市	83	58	69.9
埼玉県	草加市	404	284	70.3
埼玉県	玉井市	83	60	72.3
埼玉県	志木市	163	86	52.8
埼玉県	蕨市	242	134	55.4
埼玉県	狭山市	305	184	60.3
埼玉県	春日部市	333	255	76.6
埼玉県	本庄市	142	79	55.6
埼玉県	幸手市	67	59	88.1
埼玉県	久喜市	258	162	62.8
埼玉県	鴻巣市	148	130	87.8
埼玉県	白岡市	62	58	93.5
埼玉県	吉川市	98	69	70.4
埼玉県	和光市	242	164	67.8
埼玉県	上尾市	332	215	64.8
埼玉県	新座市	341	218	63.9
埼玉県	ふじみ野市	253	160	63.2
埼玉県	朝霞市	383	289	75.5
埼玉県	東松山市	160	107	66.9
埼玉県	富士見市	190	146	76.8
埼玉県	熊谷市	363	296	81.5
埼玉県	蓮田市	63	44	69.8
埼玉県	三郷市	184	140	76.1
埼玉県	八潮市	80	77	96.3
埼玉県	日高市	60	54	90.0
埼玉県	加須市	127	94	74.0
埼玉県	秩父市	72	67	93.1
埼玉県	坂戸市	174	129	74.1
埼玉県	鶴ヶ島市	155	115	74.2
埼玉県	桶川市	103	83	80.6
埼玉県	北本市	110	77	70.0
千葉県	習志野市	331	282	85.2
千葉県	八千代市	179	152	84.9
千葉県	鎌ヶ谷市	92	81	88.0
千葉県	川安市	709	466	65.7
千葉県	浦安市	288	115	39.9
千葉県	松戸市	756	394	52.1
千葉県	流山市	249	105	42.2
千葉県	我孫子市	175	128	73.1
千葉県	野田市	196	136	69.4
千葉県	佐倉市	306	137	44.8
千葉県	四街道市	83	75	90.4
千葉県	八街市	31	31	100.0
千葉県	印西市	121	99	81.8
千葉県	白井市	54	39	72.2
千葉県	成田市	216	170	78.7
千葉県	富里市	44	37	84.1
千葉県	香取市	74	61	82.4
千葉県	銚子市	50	44	88.0
千葉県	旭市	43	43	100.0
千葉県	匝瑺市	32	30	93.8
千葉県	東金市	56	47	83.9
千葉県	山武市	41	41	100.0

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
千葉県	大網白里市	32	9	28.1
千葉県	茂原市	108	98	90.7
千葉県	勝浦市	31	31	100.0
千葉県	いすみ市	38	35	92.1
千葉県	館山市	86	61	70.9
千葉県	南房総市	53	42	79.2
千葉県	鴨川市	77	68	88.3
千葉県	君津市	100	84	84.0
千葉県	袖ヶ浦市	65	59	90.8
千葉県	富津市	60	10	16.7
千葉県	木更津市	147	133	90.5
千葉県	市原市	283	241	85.2
東京都	青梅市	174	169	97.1
東京都	羽村市	93	88	94.6
東京都	あきる野市	51	49	96.1
東京都	福生市	66	58	87.9
東京都	日野市	162	155	95.7
東京都	稲城市	81	82	101.2
東京都	多摩市	164	159	97.0
東京都	立川市	338	312	92.3
東京都	昭島市	157	146	93.0
東京都	国分寺市	131	127	96.9
東京都	国立市	105	93	88.6
東京都	武蔵村山市	34	34	100.0
東京都	東大和市	77	74	96.1
東京都	府中市	368	358	97.3
東京都	調布市	348	322	92.5
東京都	狛江市	60	55	91.7
東京都	武蔵野市	295	274	92.9
東京都	三鷹市	252	239	94.8
東京都	小金井市	138	135	97.8
東京都	小平市	209	191	91.4
東京都	村山市	184	172	93.5
東京都	清瀬市	94	88	93.6
東京都	東久留米市	134	131	97.8
東京都	西東京市	236	227	96.2
神奈川県	平塚市	456	367	80.5
神奈川県	鎌倉市	253	119	47.0
神奈川県	逗子市	91	76	83.5
神奈川県	小田原市	297	273	91.9
神奈川県	三浦市	72	42	58.3
神奈川県	秦野市	251	172	68.5
神奈川県	伊勢原市	150	111	74.0
神奈川県	厚木市	421	249	59.1
神奈川県	海老名市	269	192	71.4
神奈川県	座間市	251	198	78.9
神奈川県	大和市	436	351	80.5
神奈川県	綾瀬市	121	112	92.6
神奈川県	南足柄市	43	42	97.7
新潟県	村上市	74	52	70.3
新潟県	新発田市	173	85	49.1
新潟県	阿賀野市	44	23	52.3
新潟県	胎内市	50	37	74.0
新潟県	五泉市	42	39	92.9
新潟県	三条市	118	90	76.3
新潟県	燕市	71	63	88.7
新潟県	加茂市	28	26	92.9
新潟県	長岡市	405	298	73.6
新潟県	見附市	30	29	96.7
新潟県	小千谷市	34	28	82.4
新潟県	魚沼市	41	34	82.9
新潟県	南魚沼市	63	54	85.7
新潟県	十日町市	78	39	50.0
新潟県	柏崎市	110	97	88.2
新潟県	上越市	190	167	87.9
新潟県	妙高市	77	44	57.1
新潟県	糸魚川市	41	35	85.4
新潟県	佐渡市	81	60	74.1
富山県	高岡市	127	107	84.3
富山県	魚津市	31	31	100.0

都道府県	市	名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受 検 率 (%)
富山県	氷見市	見川部	41	39	95.1
富山県	滑川市	川部	29	28	96.6
富山県	黒部市	波部	21	21	100.0
富山県	砺波市	波部	47	33	70.2
富山県	小矢部市	矢部	17	17	100.0
富山県	南砺市	砺波市	51	43	84.3
富山県	射水市	水尾市	119	90	75.6
石川県	七尾市	松島市	75	45	60.0
石川県	小輪島市	輪島市	126	86	68.3
石川県	珠洲市	洲賀市	21	14	66.7
石川県	加賀市	賀咋市	10	9	90.0
石川県	羽咋市	咋く市	117	55	47.0
石川県	白山市	白山市	15	12	80.0
石川県	能美市	美市	9	9	100.0
石川県	野々市市	々市市	50	41	82.0
石川県	野々市市	々市市	44	32	72.7
石川県	野々市市	々市市	54	45	83.3
福井県	敦賀市	賀市	49	49	100.0
福井県	小浜市	浜市	26	26	100.0
福井県	大野市	野市	9	6	66.7
福井県	勝山市	山市	11	11	100.0
福井県	鯖江市	江市	75	44	58.7
福井県	あわら市	わら市	55	37	67.3
福井県	越前市	前市	52	0	0.0
福井県	坂井市	井市	53	51	96.2
山梨県	甲斐市	斐市	81	34	42.0
山梨県	中央市	央市	15	5	33.3
山梨県	南アルプス市	アルプス市	75	55	73.3
山梨県	北杜市	杜市	120	63	52.5
山梨県	韮崎市	崎市	48	48	100.0
山梨県	富士吉田市	吉田市	84	42	50.0
山梨県	都留市	留市	66	24	36.4
山梨県	上野原市	野原市	45	29	64.4
山梨県	甲州市	州市	31	20	64.5
山梨県	甲州市	州市	35	35	100.0
山梨県	山梨市	梨市	44	20	45.5
山梨県	笛吹市	吹市	87	48	55.2
長野県	小諸市	諸市	68	0	0.0
長野県	佐久市	久市	96	77	80.2
長野県	上田市	田市	187	135	72.2
長野県	東御市	御市	42	27	64.3
長野県	岡谷市	谷市	58	53	91.4
長野県	諏訪市	訪市	80	65	81.3
長野県	茅野市	野市	77	48	62.3
長野県	伊那市	那市	50	47	94.0
長野県	駒ヶ根市	ヶ根市	15	15	100.0
長野県	飯田市	田市	68	42	61.8
長野県	塩尻市	尻市	69	58	84.1
長野県	安曇野市	曇野市	75	48	64.0
長野県	大町市	町市	20	15	75.0
長野県	須坂市	坂市	59	28	47.5
長野県	千曲市	曲市	43	40	93.0
長野県	中野市	野市	21	21	100.0
長野県	飯山市	山市	17	17	100.0
岐阜県	大垣市	垣市	139	129	92.8
岐阜県	高山市	山市	105	79	75.2
岐阜県	多治見市	治見市	161	128	79.5
岐阜県	関津市	津市	87	78	89.7
岐阜県	中津川市	津川市	80	70	87.5
岐阜県	美濃市	濃市	23	18	78.3
岐阜県	瑞浪市	浪市	51	32	62.7
岐阜県	羽島市	島市	40	34	85.0
岐阜県	恵那市	那市	66	55	83.3
岐阜県	美濃市	濃市	53	47	88.7
岐阜県	土岐市	岐市	59	48	81.4
岐阜県	各務原市	務原市	123	122	99.2
岐阜県	可児市	児市	96	87	90.6
岐阜県	山県市	県市	10	10	100.0
岐阜県	瑞穂市	穂市	29	29	100.0
岐阜県	飛騨市	騨市	30	24	80.0

都道府県	市	名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受 検 率 (%)
岐阜県	本巣市	巣市	26	21	80.8
岐阜県	上呂市	呂市	30	26	86.7
岐阜県	下呂市	呂市	41	35	85.4
岐阜県	海津市	津市	24	19	79.2
岐阜県	下田市	田市	63	33	52.4
静岡県	伊東市	東市	150	98	65.3
静岡県	熱海市	海市	252	216	85.7
静岡県	沼津市	津市	500	352	70.4
静岡県	三島市	島市	272	182	66.9
静岡県	裾野市	野市	74	58	78.4
静岡県	伊豆の国市	の国市	92	64	69.6
静岡県	伊豆市	豆市	67	41	61.2
静岡県	御殿場市	殿場市	192	127	66.1
静岡県	富士宮市	富士宮市	281	281	100.0
静岡県	富士宮市	富士宮市	193	102	52.8
静岡県	島田市	田市	107	77	72.0
静岡県	藤枝市	枝市	195	154	79.0
静岡県	焼津市	津市	218	156	71.6
静岡県	牧之原市	之原市	67	55	82.1
静岡県	磐田市	田市	209	166	79.4
静岡県	掛川市	川市	206	127	61.7
静岡県	袋井市	井市	139	92	66.2
静岡県	湖西市	西市	127	69	54.3
静岡県	御前崎市	前崎市	49	48	98.0
静岡県	菊川市	川市	95	56	58.9
愛知県	瀬戸市	戸市	209	172	82.3
愛知県	半田市	田市	158	158	100.0
愛知県	春日井市	日井市	485	327	67.4
愛知県	豊川市	川市	192	162	84.4
愛知県	津島市	島市	84	71	84.5
愛知県	碧南市	南市	85	62	72.9
愛知県	刈谷市	谷市	374	252	67.4
愛知県	安城市	城市	510	378	74.1
愛知県	西尾市	尾市	141	101	71.6
愛知県	蒲郡市	郡市	120	70	58.3
愛知県	犬山市	山市	111	78	70.3
愛知県	常滑市	滑市	109	69	63.3
愛知県	江南市	南市	98	95	96.9
愛知県	小牧市	牧市	325	241	74.2
愛知県	稲沢市	沢市	182	119	65.4
愛知県	新城市	城市	46	46	100.0
愛知県	東海市	海市	185	158	85.4
愛知県	大府市	府市	186	145	78.0
愛知県	知多市	多市	87	61	70.1
愛知県	知立市	立市	112	91	81.3
愛知県	尾張旭市	張旭市	139	132	95.0
愛知県	高浜市	浜市	63	46	73.0
愛知県	岩倉市	倉市	73	38	52.1
愛知県	豊明市	明市	111	88	79.3
愛知県	日進市	進市	173	132	76.3
愛知県	田原市	原市	73	61	83.6
愛知県	西原市	原市	52	36	69.2
愛知県	清須市	須市	64	64	100.0
愛知県	北名古屋	名古屋	76	68	89.5
愛知県	弥富市	富市	72	44	61.1
愛知県	みよし市	よし市	79	71	89.9
愛知県	あま市	ま市	62	42	67.7
愛知県	久手市	手市	82	82	100.0
三重県	津市	津市	495	254	51.3
三重県	伊勢市	勢市	120	112	93.3
三重県	松阪市	阪市	170	142	83.5
三重県	桑名市	名市	260	78	30.0
三重県	鈴鹿市	鹿市	229	186	81.2
三重県	名張市	張市	96	40	41.7
三重県	尾鷲市	鷲市	13	13	100.0
三重県	亀山市	山市	0	0	-
三重県	鳥羽市	羽市	103	30	29.1
三重県	熊野市	野市	16	0	0.0
三重県	熊野市	野市	16	0	0.0
三重県	いなべ市	なべ市	27	0	0.0

都道府県	市	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
三重県	志摩市	志摩市	103	53	51.5
三重県	伊勢市	伊勢市	116	38	32.8
滋賀県	彦根市	彦根市	202	132	65.3
滋賀県	長浜市	長浜市	125	89	71.2
滋賀県	近江八幡市	近江八幡市	167	78	46.7
滋賀県	草津市	草津市	479	324	67.6
滋賀県	守山市	守山市	132	115	87.1
滋賀県	栗東市	栗東市	197	106	53.8
滋賀県	甲賀市	甲賀市	129	90	69.8
滋賀県	野洲市	野洲市	103	78	75.7
滋賀県	湖南市	湖南市	114	60	52.6
滋賀県	高島市	高島市	60	40	66.7
滋賀県	東近江市	東近江市	126	90	71.4
滋賀県	米原市	米原市	52	28	53.8
京都府	福知山市	福知山市	136	99	72.8
京都府	舞鶴市	舞鶴市	173	90	52.0
京都府	綾部市	綾部市	53	36	67.9
京都府	宇治市	宇治市	415	268	64.6
京都府	宮津市	宮津市	45	40	88.9
京都府	亀岡市	亀岡市	122	74	60.7
京都府	城陽市	城陽市	82	78	95.1
京都府	向日市	向日市	108	60	55.6
京都府	長岡京市	長岡京市	150	137	91.3
京都府	八幡市	八幡市	78	55	70.5
京都府	京田辺市	京田辺市	162	131	80.9
京都府	京丹後市	京丹後市	64	41	64.1
京都府	南丹市	南丹市	59	34	57.6
京都府	木津川市	木津川市	82	64	78.0
大阪府	岸和田市	岸和田市	304	243	79.9
大阪府	池田市	池田市	296	180	60.8
大阪府	大津市	大津市	164	103	62.8
大阪府	貝塚市	貝塚市	178	128	71.9
大阪府	守口市	守口市	274	168	61.3
大阪府	茨木市	茨木市	677	410	60.6
大阪府	泉佐野市	泉佐野市	481	169	35.1
大阪府	富田林市	富田林市	181	134	74.0
大阪府	河内長野市	河内長野市	163	117	71.8
大阪府	松原市	松原市	151	121	80.1
大阪府	大東市	大東市	156	115	73.7
大阪府	和泉市	和泉市	331	268	81.0
大阪府	箕面市	箕面市	235	174	74.0
大阪府	柏原市	柏原市	118	87	73.7
大阪府	羽曳野市	羽曳野市	120	79	65.8
大阪府	門真市	門真市	299	145	48.5
大阪府	摂津市	摂津市	134	108	80.6
大阪府	高石市	高石市	115	93	80.9
大阪府	藤井寺市	藤井寺市	93	84	90.3
大阪府	泉南市	泉南市	77	67	87.0
大阪府	四條畷市	四條畷市	80	49	61.3
大阪府	交野市	交野市	79	69	87.3
大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市	129	82	63.6
大阪府	狭山市	狭山市	49	43	87.8
兵庫県	芦屋市	芦屋市	458	428	93.4
兵庫県	宝塚市	宝塚市	458	438	95.6
兵庫県	三田市	三田市	262	223	85.1
兵庫県	伊丹市	伊丹市	356	287	80.6
兵庫県	川西市	川西市	268	254	94.8
兵庫県	加古川市	加古川市	423	303	71.6
兵庫県	高砂市	高砂市	86	60	69.8
兵庫県	西脇市	西脇市	53	49	92.5
兵庫県	三木市	三木市	93	93	100.0
兵庫県	小野市	小野市	81	79	97.5
兵庫県	加西市	加西市	74	55	74.3
兵庫県	加東市	加東市	97	68	70.1
兵庫県	たつの市	たつの市	87	81	93.1
兵庫県	宍粟市	宍粟市	14	14	100.0
兵庫県	相生市	相生市	59	55	93.2
兵庫県	赤穂市	赤穂市	77	76	98.7
兵庫県	豊岡市	豊岡市	130	82	63.1
兵庫県	養父市	養父市	32	18	56.3

都道府県	市	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
兵庫県	朝来市	朝来市	17	17	100.0
兵庫県	篠山市	篠山市	49	45	91.8
兵庫県	丹波市	丹波市	54	51	94.4
兵庫県	洲本	洲本市	61	48	78.7
兵庫県	淡路市	淡路市	77	69	89.6
兵庫県	南あわじ市	南あわじ市	52	51	98.1
兵庫県	高田山	高田山	110	79	71.8
奈良県	大和郡	大和郡	154	132	85.7
奈良県	天理市	天理市	220	212	96.4
奈良県	橿原市	橿原市	194	151	77.8
奈良県	桜井市	桜井市	82	71	86.6
奈良県	五條市	五條市	17	17	100.0
奈良県	御所市	御所市	30	30	100.0
奈良県	生駒市	生駒市	177	163	92.1
奈良県	香芝市	香芝市	55	55	100.0
奈良県	葛城市	葛城市	28	28	100.0
奈良県	宇陀市	宇陀市	27	23	85.2
和歌山県	海南市	海南市	48	40	83.3
和歌山県	橋本	橋本市	43	43	100.0
和歌山県	有田	有田市	16	14	87.5
和歌山県	御坊	御坊市	32	32	100.0
和歌山県	田辺	田辺市	58	0	0.0
和歌山県	新宮	新宮市	24	24	100.0
和歌山県	紀の川	紀の川市	37	26	70.3
和歌山県	岩出	岩出市	71	71	100.0
鳥取県	米子市	米子市	277	260	93.9
鳥取県	倉吉市	倉吉市	68	67	98.5
鳥取県	根来市	根来市	32	24	75.0
鳥取県	根雲市	根雲市	28	27	96.4
鳥取県	根出	根出市	214	205	95.8
鳥取県	大田	大田市	42	28	66.7
鳥取県	根来	根来市	93	89	95.7
鳥取県	根来	根来市	24	22	91.7
鳥取県	益田	益田市	62	53	85.5
岡山県	津山	津山市	94	89	94.7
岡山県	玉野	玉野市	63	56	88.9
岡山県	笠岡	笠岡市	58	54	93.1
岡山県	井原	井原市	23	23	100.0
岡山県	総社	総社市	51	48	94.1
岡山県	高梁	高梁市	33	29	87.9
岡山県	新見	新見市	18	17	94.4
岡山県	備前	備前市	37	37	100.0
岡山県	瀬戸内	瀬戸内市	21	21	100.0
岡山県	赤磐	赤磐市	17	15	88.2
岡山県	真庭	真庭市	26	13	50.0
岡山県	美作	美作市	29	25	86.2
岡山県	浅口	浅口市	24	21	87.5
広島県	竹原	竹原市	39	39	100.0
広島県	三原	三原市	192	144	75.0
広島県	尾道	尾道市	210	174	82.9
広島県	府中	府中市	39	29	74.4
広島県	三次	三次市	70	65	92.9
広島県	庄原	庄原市	66	42	63.6
広島県	大竹	大竹市	32	32	100.0
広島県	東広島	東広島市	372	241	64.8
広島県	廿日市	廿日市	209	186	89.0
広島県	安芸高田	安芸高田市	28	21	75.0
山口県	江田島	江田島市	13	13	100.0
山口県	宇部	宇部市	139	85	61.2
山口県	山口	山口市	239	170	71.1
山口県	萩	萩市	37	37	100.0
山口県	防府	防府市	97	73	75.3
山口県	下松	下松市	48	46	95.8
山口県	岩国	岩国市	117	92	78.6
山口県	光	光市	21	21	100.0
山口県	長門	長門市	22	22	100.0
山口県	柳井	柳井市	24	24	100.0
山口県	美祢	美祢市	36	16	44.4
山口県	周南	周南市	209	152	72.7
山口県	山陽小野田	山陽小野田市	50	35	70.0

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
徳島県	徳島市	718	341	47.5
徳島県	鳴門市	93	46	49.5
徳島県	小松島市	45	21	46.7
徳島県	阿波市	23	20	87.0
徳島県	吉野川市	32	19	59.4
徳島県	阿南市	83	28	33.7
徳島県	美馬市	45	21	46.7
徳島県	三好市	44	0	0.0
香川県	丸亀市	186	132	71.0
香川県	坂出市	103	85	82.5
香川県	善通寺市	47	40	85.1
香川県	観音寺市	67	64	95.5
香川県	さぬき市	72	37	51.4
香川県	東かがわ市	46	36	78.3
香川県	三豊市	50	34	68.0
愛媛県	今治市	283	163	57.6
愛媛県	宇和島市	110	70	63.6
愛媛県	八幡浜市	54	39	72.2
愛媛県	新居浜市	228	170	74.6
愛媛県	西条市	71	52	73.2
愛媛県	大洲市	95	40	42.1
愛媛県	伊予市	50	34	68.0
愛媛県	四国中央市	127	54	42.5
愛媛県	西予市	39	12	30.8
愛媛県	東予市	48	25	52.1
高知県	室戸市	8	8	100.0
高知県	安芸市	16	16	100.0
高知県	南国市	38	38	100.0
高知県	土佐市	37	25	67.6
高知県	須崎市	28	26	92.9
高知県	宿毛市	14	14	100.0
高知県	佐清水市	23	17	73.9
高知県	香山市	23	21	91.3
高知県	香美市	18	18	100.0
福岡県	大牟田市	131	129	98.5
福岡県	直方市	53	47	88.7
福岡県	飯塚市	221	165	74.7
福岡県	田川市	66	40	60.6
福岡県	柳川市	61	34	55.7
福岡県	八女市	22	15	68.2
福岡県	筑後市	37	34	91.9
福岡県	大川市	64	28	43.8
福岡県	行橋市	137	61	44.5
福岡県	豊前市	22	21	95.5
福岡県	豊中市	58	32	55.2
福岡県	小郡市	47	35	74.5
福岡県	筑紫野市	237	139	58.6
福岡県	春日市	309	182	58.9
福岡県	大野城市	288	213	74.0
福岡県	宗像市	87	68	78.2
福岡県	太宰府市	63	51	81.0
福岡県	古賀市	104	67	64.4
福岡県	福津市	84	66	78.6
福岡県	うきは市	0	0	-
福岡県	宮若市	19	2	10.5
福岡県	嘉麻市	60	60	100.0
福岡県	朝倉市	27	26	96.3
福岡県	みやま市	33	33	100.0
福岡県	糸島市	129	79	61.2
福岡県	那珂川市	53	51	96.2
佐賀県	佐賀市	539	374	69.4
佐賀県	唐津市	165	154	93.3
佐賀県	鳥栖市	129	129	100.0
佐賀県	多久市	25	21	84.0
佐賀県	伊万里市	71	66	93.0
佐賀県	武雄市	96	73	76.0
佐賀県	鹿島市	35	32	91.4
佐賀県	小城市	37	32	86.5
佐賀県	野上市	36	23	63.9
佐賀県	神埼市	42	35	83.3

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
長崎県	島原市	30	27	90.0
長崎県	諫早市	178	134	75.3
長崎県	大村市	120	117	97.5
長崎県	平戸市	40	27	67.5
長崎県	松浦市	33	33	100.0
長崎県	対馬市	42	42	100.0
長崎県	壱岐市	19	12	63.2
長崎県	五島市	34	32	94.1
長崎県	西海市	21	21	100.0
長崎県	雲仙市	33	28	84.8
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	荒尾市	34	33	97.1
熊本県	玉名市	29	29	100.0
熊本県	山鹿市	15	15	100.0
熊本県	菊池市	29	20	69.0
熊本県	合志市	30	29	96.7
熊本県	阿蘇市	15	15	100.0
熊本県	宇城市	24	3	12.5
熊本県	八代市	38	38	100.0
熊本県	人吉市	21	19	90.5
熊本県	上天草市	73	15	20.5
熊本県	上天草市	42	13	31.0
熊本県	別府市	12	1	8.3
大分県	別府市	375	212	56.5
大分県	津久見市	70	62	88.6
大分県	田原市	55	48	87.3
大分県	佐伯市	56	45	80.4
大分県	臼杵市	37	36	97.3
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	16	16	100.0
大分県	豊後高田市	15	15	100.0
大分県	杵築市	8	8	100.0
大分県	宇佐市	34	32	94.1
大分県	豊後大野市	36	19	52.8
大分県	由布市	40	32	80.0
大分県	国東市	25	21	84.0
大分県	都城市	94	66	70.2
宮崎県	延岡市	151	80	53.0
宮崎県	日向市	72	28	38.9
宮崎県	小林市	18	17	94.4
宮崎県	日向市	74	58	78.4
宮崎県	串間市	9	9	100.0
宮崎県	西都賀市	14	9	64.3
宮崎県	えびの市	10	6	60.0
鹿児島県	鹿屋市	70	63	90.0
鹿児島県	枕崎市	13	5	38.5
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	41	41	100.0
鹿児島県	指宿市	38	38	100.0
鹿児島県	西之表市	22	21	95.5
鹿児島県	垂水市	12	11	91.7
鹿児島県	薩摩川内市	117	109	93.2
鹿児島県	日置市	41	31	75.6
鹿児島県	曾於市	12	10	83.3
鹿児島県	霧島市	159	149	93.7
鹿児島県	いちき串木野市	24	23	95.8
鹿児島県	南さつま市	41	39	95.1
鹿児島県	志布志市	23	9	39.1
鹿児島県	奄美市	71	69	97.2
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0
鹿児島県	伊佐市	16	15	93.8
鹿児島県	始良市	44	44	100.0
沖縄県	うるま市	154	146	94.8
沖縄県	浦添市	295	250	84.7
沖縄県	糸満市	240	194	80.8
沖縄県	宜野湾市	208	186	89.4
沖縄県	宮古島市	140	99	70.7
沖縄県	糸満市	108	99	91.7
沖縄県	石垣市	101	100	99.0
沖縄県	南城市	61	49	80.3

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
沖縄県	豊見城市	108	108	100.0
沖縄県	名護市	150	119	79.3
合計		76,084	56,469	74

(特別区)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
千代田区	681	439	64.5
中央区	993	893	89.9
港区	1,351	981	72.6
新宿区	850	598	70.4
文京区	1,338	650	48.6
台東区	1,182	920	77.8
墨田区	1,533	644	42.0
江東区	479	384	80.2
品川区	515	463	89.9
目黒区	535	179	33.5
大田区	1,019	791	77.6
世田谷区	1,050	544	51.8
渋谷区	322	262	81.4
中野区	768	728	94.8
杉並区	763	719	94.2
豊島区	813	690	84.9
北区	355	219	61.7
荒川区	388	332	85.6
板橋区	672	383	57.0
練馬区	421	382	90.7
足立区	263	220	83.7
葛飾区	699	679	97.1
江戸川区	729	563	77.2
合計	17,719	12,663	71.5

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率
都道府県	13,688	10,667	77.9
保健所 設置市	99,365	81,557	82.1
保健所設 置市を除く	76,084	56,469	74.2
特別区	17,719	12,663	71.5
合計	206,856	161,356	78.0
令和3年度	207,498	161,348	77.8

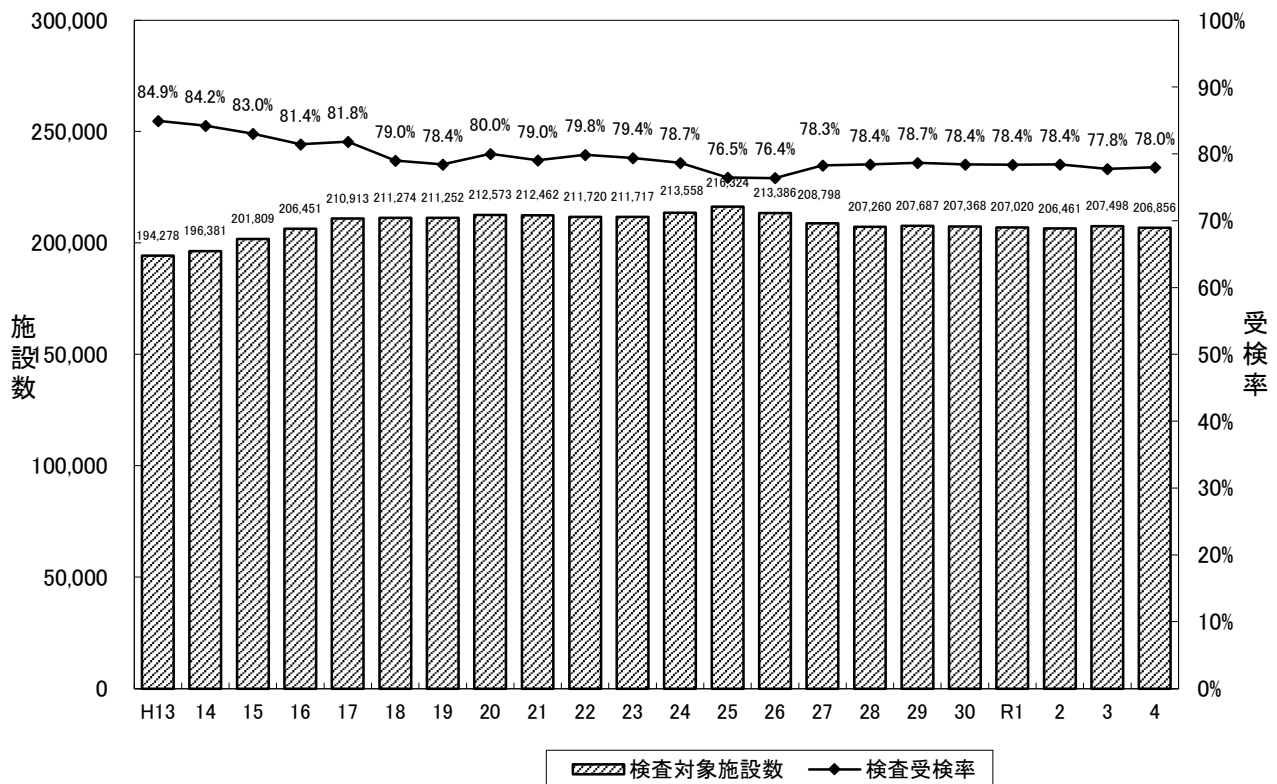


図 1－1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

注) 平成 20 年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成 21 年度以降の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

○衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有の調査結果

衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有について、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区の状況を図1－2に示す。平成25年4月1日に都道府県から権限の移譲があった保健所設置市を除く市は、18%が未回答であり、31%が情報共有を未実施であった。衛生行政担当部局と水道事業者の間で、施設所在地情報の共有化を促進し、衛生行政担当部局において受験指導を効果的に行うことで法定検査受検率向上の推進をお願いしたい。また、各施設の状況を把握するために、登録検査機関の協力による代行報告を活用し、併せて、法定検査未受検施設に対する指導等を徹底することにより管理水準の向上の推進をお願いしたい。

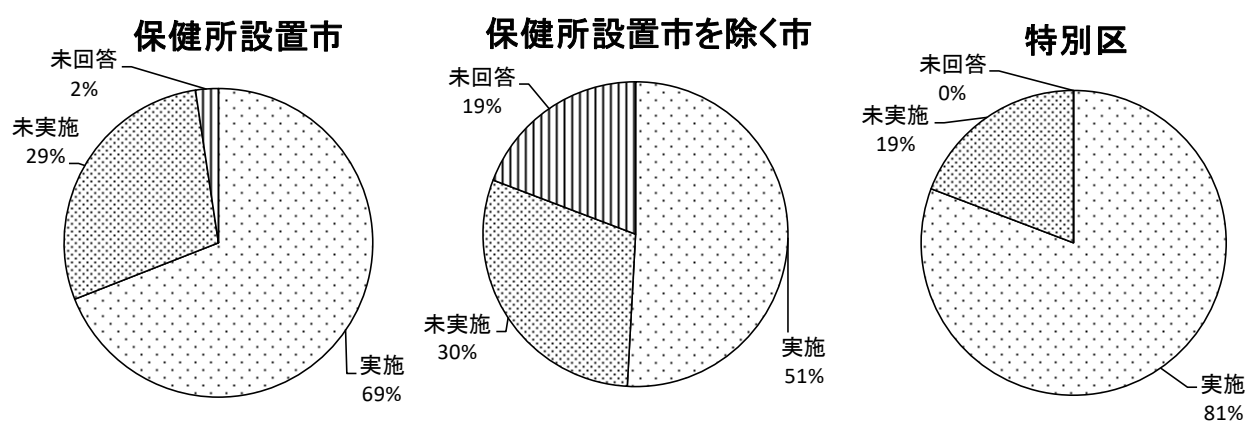
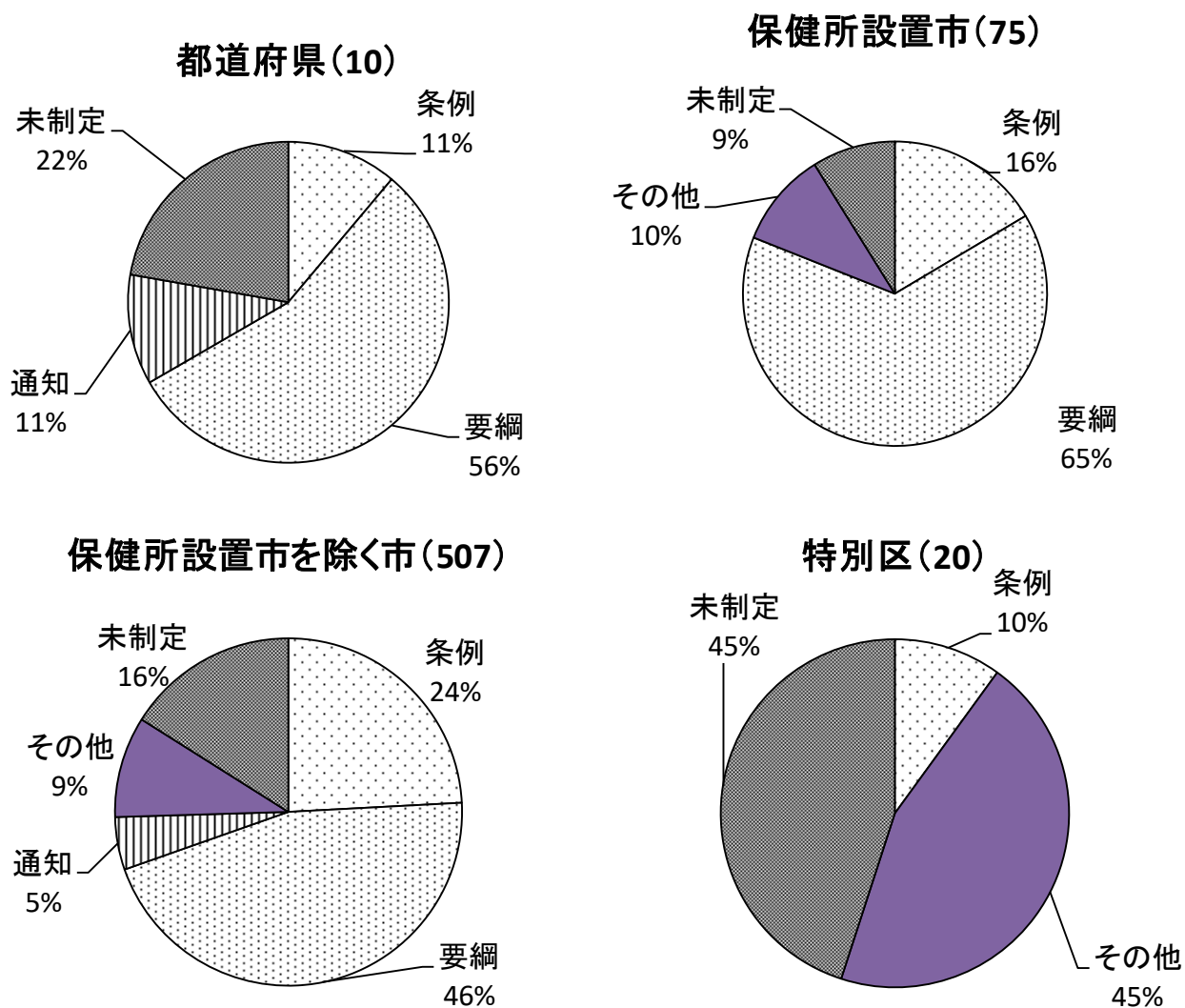


図1－2 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

○簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況

簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況を図1－3に示す。



注) 未回答分は除く、() は回答自治体数を示す。

図1－3 簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況

(2) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況については、都道府県より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3、図2-1のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
検査対象施設数	82,011	807,200	803,115	788,501	788,542
検査実施施設数	27,822	28,081	27,019	28,555	27,555
受検率	3.4%	3.5%	3.4%	3.6%	3.5%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
検査指摘施設数			6,634	6,893	6,434	6,113	6,537
	検査指摘率		23.8%	24.5%	23.8%	21.4%	23.7%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	9.6%	8.8%	10.0%	10.2%	9.6%
		受水槽本体の状態	8.9%	9.3%	10.4%	10.8%	10.4%
		受水槽上部の状態	4.6%	3.8%	4.8%	4.9%	4.3%
		受水槽内部の状態	17.3%	17.6%	11.0%	17.9%	16.1%
		マンホールの状態	23.2%	21.9%	22.5%	24.9%	21.2%
		オーバーフロー管の状態	11.4%	10.9%	9.8%	10.0%	9.2%
		通気管の状態	9.7%	9.3%	10.6%	11.7%	10.4%
		水抜き管の状態	9.7%	10.1%	9.6%	10.1%	9.6%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	5.0%	4.6%	5.2%	5.1%	4.7%
		高置水槽上部の状態	1.4%	1.1%	1.1%	0.9%	1.0%
		高置水槽内部の状態	5.2%	4.9%	5.1%	5.6%	5.5%
		マンホールの状態	11.9%	10.7%	11.9%	11.9%	11.4%
		オーバーフロー管の状態	4.4%	3.9%	4.1%	4.2%	3.9%
		通気管の状態	8.6%	8.3%	9.9%	10.1%	9.8%
		水抜き管の状態	1.2%	1.0%	1.2%	1.0%	1.1%
	他	給水管等の状態	0.9%	1.1%	1.2%	1.6%	1.2%
水 質 検 査	臭気		0.12%	0.01%	0.14%	0.03%	0.02%
	味		0.14%	0.00%	0.09%	0.07%	0.02%
	色		0.11%	0.07%	0.14%	0.03%	0.06%
	色度		0.5%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%
	濁度(濁りを含む)		0.5%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%
	残留塩素		1.4%	2.2%	1.4%	2.3%	2.2%
書類の整備保存の状況			36.3%	35.9%	35.5%	36.9%	34.4%

注) 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設。

割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)。

表 2－3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H15.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5<V≦10
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.12.1	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5<V≦10
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	10m3以下
埼玉県	-	-	-
千葉県	条例	S55.3.29	50人以上
	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
	条例	H7.7.1	10m3以下
新潟県	条例	H15.4.1	全施設
	要領	H21.4.1	全施設
富山県	その他	H21.4.1	全施設
石川県	要領	R1.11.1	全施設
	要領	S63.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要綱	S61.8.29	全施設
長野県	-	-	-
岐阜県	要綱		-
静岡県	要領	S55.4.16	全施設
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
	条例	S41.7.5	50人以上
三重県	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H3.6.1	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	-	-	-
奈良県	要領	H19.7.20	全施設
和歌山県	条例		全施設
	要領	H26.4.1	全施設
	その他	H15.3.25	全施設
鳥取県	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
	条例	H9.4.1	全施設
島根県	要領	H3.1.1	全施設
岡山県	要領	H5.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H5.12.1	10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	H26.4.1	全施設
	条例		全施設
高知県	要領	R1.10.1	10m3以下
	要領	R1.10.21	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県	-	-	-
長崎県	-	-	-
熊本県	-	-	-
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.7.15	10m3以下
	要領	H29.4.1	10m3以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要領	H1.5.1	10m3以下
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	10m3以下
青森市	要領	H19.10.1	5<V≦10
八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5<V≦10
秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
	要綱	-	-
山形市	条例	R1.11.1	全施設
	要綱	H20.4.1	10m3以下
福島市	条例	H24.12.27	5m3未満
	要領	H25.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5<V≦10
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	5≦V≦10
水戸市	要綱	H15.4.1	5m3未満
	条例	H26.4.1	5≦V≦10
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	R2.3.30	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
越谷市	-	-	-
川口市	条例	H15.4.1	全施設
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	10m3以下
	要綱	S62.12.8	全施設
相模原市	条例	H12.4.1	10m3以下
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	10m3以下
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	10m3以下
甲府市	その他	H17.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
松本市	要綱	H25.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
	要領	H24.4.1	全施設
	条例	S43.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
一宮市	要領	H25.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
	条例	S34.4.1	全施設
	要領	S34.4.1	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3以下
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	10m3以下
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
吹田市	要領	H25.4.1	10m3以下
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
	要綱	H25.4.1	全施設
八尾市	要領	H25.11.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	10m3以下
	要綱	H15.4.1	全施設
姫路市	要綱	S60.10.15	10m3以下
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市	条例	H30.4.1	10m3以下
	その他	H30.4.1	10m3以下
	要綱	H15.4.1	全施設
鳥取市	条例	R17.12	-
岡山市	要領	H15.4.1	10m3以下
倉敷市	要領	H13.11.29	10m3未満
広島市	要領	H3.9.1	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	-
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H14.12.24	V ≤ 10
	条例	H30.4.1	全施設
	要領	R1.6.6	V ≤ 10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	10m3以下
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
	要領	H19.4.1	全施設
	条例	S39.1.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	条例	S44.4.1	10m3以下
	要綱	H15.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m3以下
大分市	要綱	H16.4.1	10m3以下
	要領	H17.4.1	全施設
宮崎市	要領	H15.4.1	10m3以下
	条例	S43.11.29	全施設
鹿児島市	条例	H9.12.26	全施設
那覇市	条例	H10.3.31	10m3以下
	要綱	H15.3.31	10m3以下

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.6.29	全施設
	要領	S59.7.13	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
	要領	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	全施設
墨田区	要綱	S60.3.23	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
	要領	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	-
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	H26.3.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	要綱	S59.6.7	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	-
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

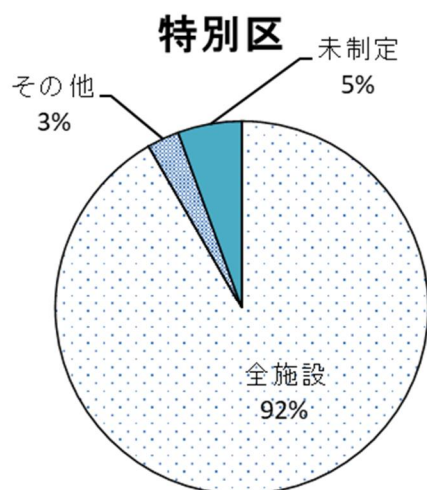
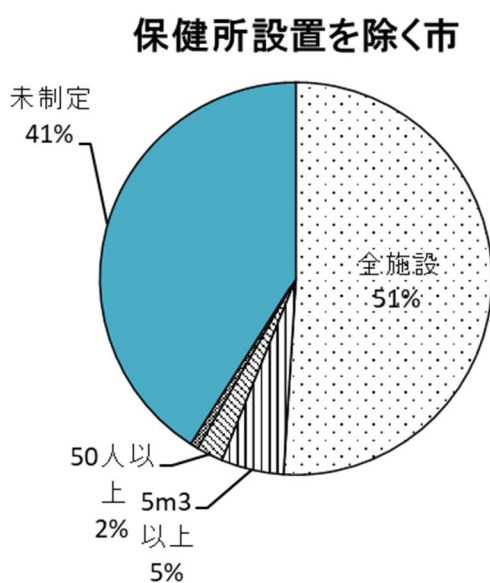
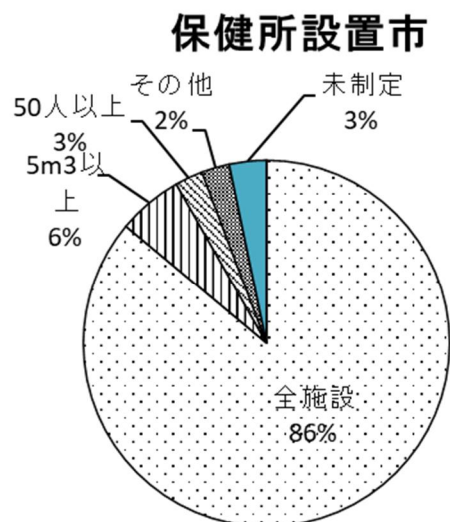
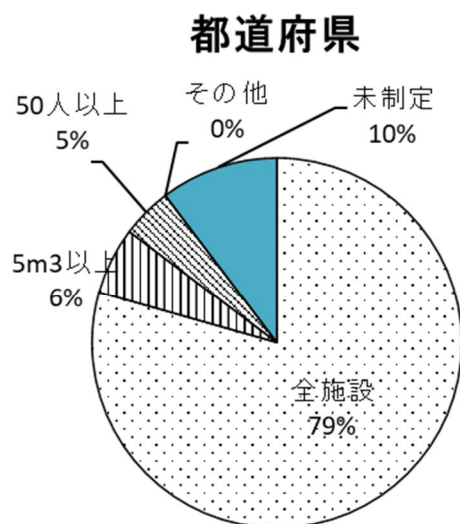


図 2 - 1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

○その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-2、2-3に示す。

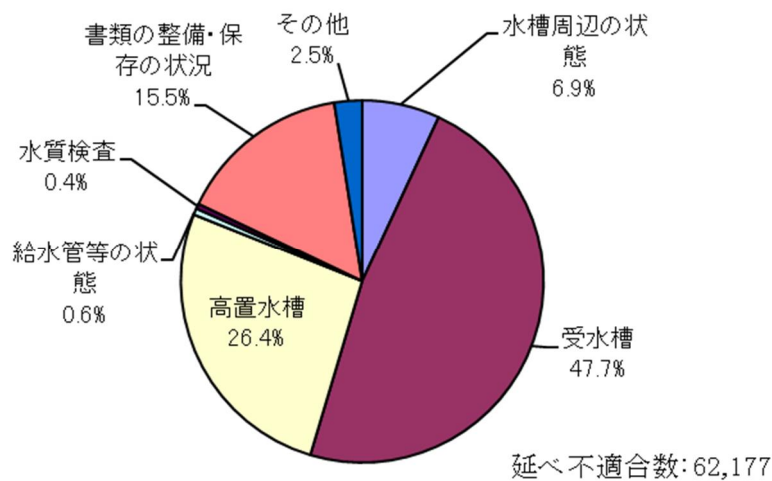


図2-2 簡易専用水道の不適合項目区分別割合

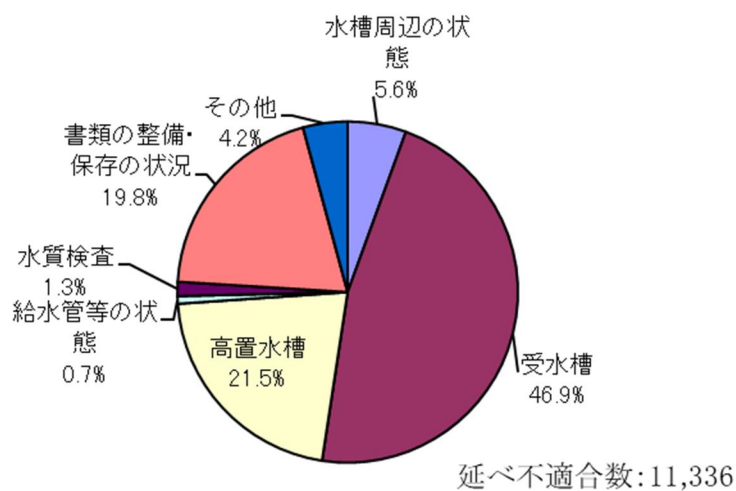


図2-3 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合

○貯水槽水道の適正管理に係る取組み事例

①衛生行政担当部局と水道事業者との連携

衛生行政担当部局と水道事業者とで、定期的に協議会を開催し、簡易専用水道、小規模貯水槽の指導情報や施設数等の情報共有を行っている。また、貯水槽水道設置者からの届出と水道局からの情報提供に基づき、台帳を作成している。さらに水道局から、給水開始・停止、設備改造、廃止などの詳細なデータを入手して、台帳の更新を行っていた。

②水道事業者による小規模貯水槽の点検・指導の実施

給水区域内にある全ての小規模貯水槽水道を対象に、水道事業者による点検・指導の実施について設置者に案内し、同意を得た上で、立ち会いのもとで点検・指導を実施している。同一年度内に衛生行政担当部局の指導と重複しないように調整している。

③条例・要綱等の整備

貯水槽水道に関する条例・要綱等を制定し、貯水槽水道設置者に、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、衛生行政担当部局に報告を求めたり、衛生上問題があるとして、その旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに報告するよう求めたりしている。

④施設設置者への啓発・指導

衛生行政担当部局が作成する貯水槽水道施設台帳と登録検査機関から受検報告を受けて、検査を実施していない施設を抽出し、電話・訪問による指導を実施している。また、貯水槽水道設置者への啓発の為、年複数回の講習会を実施している。

(3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3－1から3－6、図3－1のとおりである。また、飲用井戸等に係る条例、要項等の制定状況は表3－7のとおりである。

表3－1 一般項目^{※1}に係る水質検査状況

	平成30	平成31・令和元	令和02	令和03	令和04
検査井戸数 ^{※2}	24,996	30,462	21,714	30,719	28,403
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	7,234 (28.9%)	7,317 (24.0%)	5,746 (26.5%)	6,485 (21.1%)	7,108 (25.0%)
一般細菌	3,229 (14.4%)	3,450 (11.9%)	2,604 (13.0%)	3,005 (11.4%)	3,322 (12.5%)
大腸菌(群)	1,284 (5.7%)	1,127 (3.9%)	881 (4.4%)	864 (3.3%)	1,162 (4.4%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	693 (3.1%)	808 (2.9%)	513 (2.6%)	649 (2.5%)	545 (2.1%)
その他項目	2,028 (9.5%)	1,932 (6.9%)	1,748 (8.9%)	1,967 (7.5%)	2,079 (7.9%)

表3－2 一般項目^{※1}の水質基準超過井戸の対応状況

年 度	対 応 状 況									
	専 用 井 戸 ^{※4}					併 用 井 戸 ^{※4}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成30	43	193	53	109	398	214	69	2	36	321
平成31・令和元	16	184	46	75	321	180	74	9	15	278
令和02	21	166	56	104	347	148	46	10	13	217
令和03	26	96	39	112	273	124	52	9	19	204
令和04	17	82	39	118	256	125	75	7	25	232

- ※1：一般項目とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目（塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度）をいう。
- ※2：検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4：専用井戸とは、汚染の判明時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表３－３ トリクロロエチレン等※¹に係る水質検査超過状況

	平成30	平成31・令和元	令和02	令和03	令和04
検査井戸数※ ²	3,708	3,054	4,062	3,880	3,178
基準超過井戸数(超過率※ ³)	123 (3.3%)	62 (2.0%)	113 (2.8%)	49 (1.3%)	41 (1.3%)
四塩化炭素	1 (0.1%)	4 (0.3%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
1,4-ジ'オキサン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,1-ジ'クロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジ'クロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	9 (0.7%)	7 (0.4%)	23 (1.5%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
ジ'クロロメタン	25 (2.1%)	0 (0.0%)	22 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
テトラクロロエチレン	48 (1.9%)	28 (1.0%)	22 (0.8%)	23 (0.8%)	17 (0.6%)
トリクロロエチレン	39 (1.5%)	23 (0.8%)	21 (0.8%)	22 (0.7%)	19 (0.6%)
ベンゼン	1 (0.1%)	0 (0.0%)	22 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
1,2-ジ'クロロエタン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表３－４ トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況

年 度	対 応 状 況							
	専 用 井 戸※ ⁴				併 用 井 戸※ ⁴			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成30	8	3	12	38	31	3	0	34
平成31・令和元	5	3	12	38	31	3	0	34
令和02	1	3	12	38	31	3	0	34
令和03	1	3	12	38	31	3	0	34
令和04	1	0	0	1	6	5	2	13

※1:トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。

※2:検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3:超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4:専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3－5 その他項目※¹の水質基準超過状況

	平成30	平成31・令和元	令和02	令和03	令和04
検査井戸数※ ²	15,229	16,802	16,447	16,854	15,210
基準超過井戸数(超過率※ ³)	986 (6.5%)	1,339 (8.0%)	957 (5.8%)	1,278 (7.6%)	1,264 (8.3%)
ヒ素	106 (4.3%)	123 (3.8%)	83 (3.0%)	110 (3.0%)	139 (3.4%)
フッ素	57 (2.6%)	246 (6.5%)	59 (2.6%)	240 (6.3%)	282 (6.8%)
水銀	7 (0.4%)	3 (0.1%)	9 (0.5%)	7 (0.3%)	7 (0.3%)
六価クロム	0 (0.0%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
その他水質基準項目※ ⁴	816 (6.2%)	963 (7.0%)	806 (6.7%)	921 (6.6%)	835 (6.2%)

表 3－6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況

年 度	対 応 状 況※ ⁵					
	専 用 井 戸※ ⁶			併 用 井 戸※ ⁶		
	水道加入	その他※ ⁷	計	飲用中止	その他※ ⁷	計
平成30	4	45	49	38	6	44
平成31・令和元	6	30	36	24	7	31
令和02	0	47	47	18	10	28
令和03	0	42	42	10	10	20
令和04	0	27	27	18	13	31

※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。数値については各項目の合計値を計上している。

※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

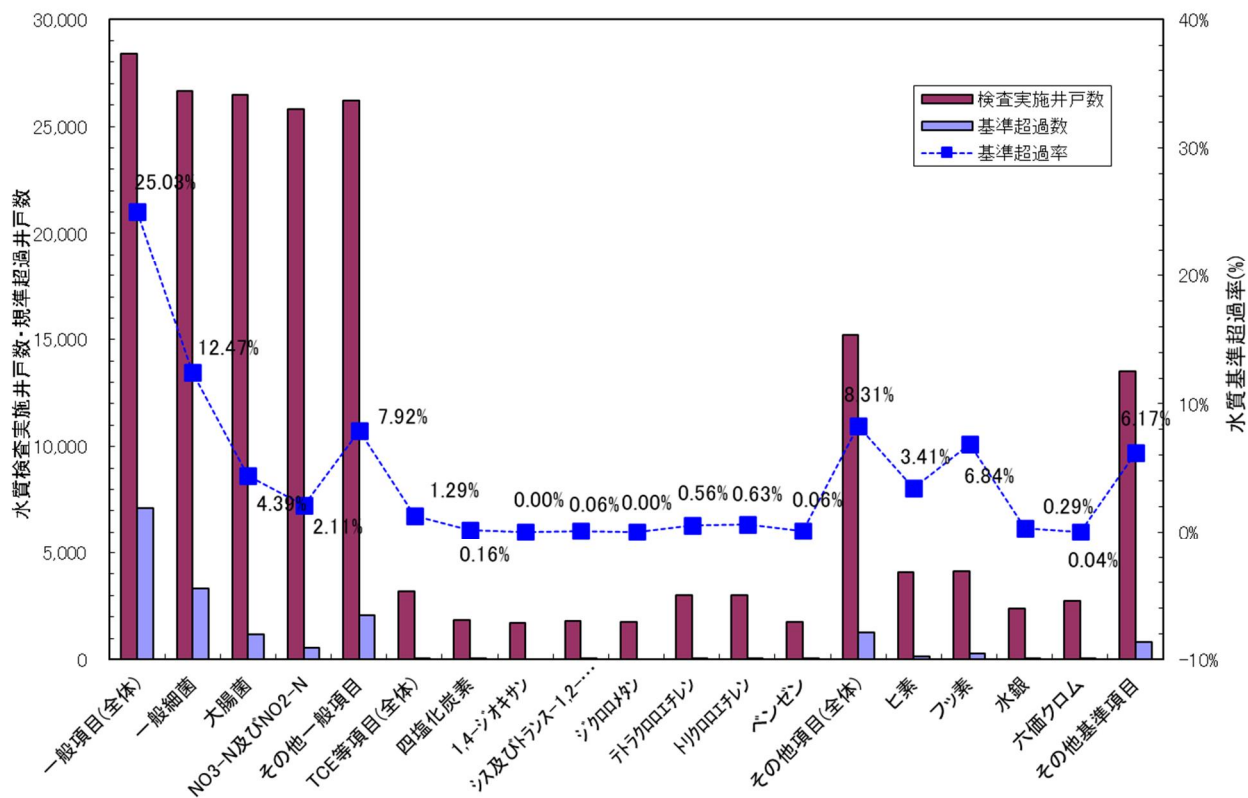


図 3 - 1 飲用井戸等における項目別水質検査状況

表 3－7 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区）

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	100人超過
	要領	H15.3.31	
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
	要領	S62.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.7.16	50人超
	要領	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	
埼玉県	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
神奈川県			
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	-
目黒区	要綱	S63.4.1	飲用水を供給する井戸等
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要領	H17.4.1	全施設

表３－７ 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市）

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.3.31	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
八戸市	要領	H25.4.1	全施設
盛岡市	条例	S33.7.10	30人以上
	要領	H25.4.1	全施設
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
山形市	要領	H31.4.1	全施設
福島市	条例	H24.12.27	50人超
	要領	H25.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
水戸市	条例	H26.4.1	50人以上
宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上
越谷市	条例	S32.4.1	50人以上
	要領	S62.4.1	全施設
川口市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉市	条例	H4.4.4	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
	要領	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
	要綱	H25.4.1	全施設
新潟市	条例	H12.3.28	水道水以外の水を利用する食品営業施設
	要綱	R3.6.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市	要領	H26.8.22	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
福井市	要領	H6.4.1	全施設
甲府市	条例	H25.4.1	全施設
甲府市	要領	H25.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
松本市	要領	H25.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
一宮市	要領	H25.4.1	全施設
豊田市	要領	H16.2.12	全施設
四日市市	条例	S41.10.1	50人以上

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S60.7.1	50人以上
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S60.7.1	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H24.4.1	全施設
吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H26.4.1	全施設
八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
明石市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H25.4.1	50人未満
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
鳥取市			
松江市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	S62.4.1	50人以上
呉市	要綱	S62.4.1	-
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎市	要領	H10.4.1	-
鹿児島市			
那覇市			